

○銃砲等又は刀剣類及び火薬類に係る関係統計並びに事件・事故等の報告について

保 安 第 2 5 4 1 号

令和 4 年 3 月 7 日

埼玉県警察本部長

銃砲等又は刀剣類及び火薬類に係る関係統計並びに事件・事故等の報告について（通達）

（概要）

本通達は、銃砲等又は刀剣類及び火薬類に関する統計並びに事件・事故について報告要領及び報告様式等の必要な事項を定めている。